

長崎県後期高齢者医療広域連合公告第4号

長崎県後期高齢者医療広域連合公告第1号（令和3年2月26日）について、内容の一部を変更しますので、次のとおり公告します。

令和3年3月1日

長崎県後期高齢者医療広域連合長 田上 富久

1 件名

令和3年度長崎県後期高齢者医療広域連合訪問指導事業業務委託

2 対象

仕様書

3 変更内容

6 業務内容

(1) 主な業務の流れ

「①重複・頻回・多受診等の抽出・・・・・・・・・・・・・・・・・・甲」及び

「②重複・頻回・多受診等訪問指導候補者の決定・・・・・・・・・・甲/乙」を、

「①重複・頻回・多受診等の候補者抽出・・・・・・・・・・・・・・・・・・甲/乙」及び

「②重複・頻回・多受診等訪問指導対象者の決定・・・・・・・・・・甲/乙」に変更する。

(3) 訪問指導対象者について

「対象者の選定については次の手順により行う。

① 甲は、あらかじめ抽出した重複・頻回・多受診候補者を、除外要件該当者を除外の上、乙に渡す。

なお、当該候補者リストの受け渡しは長崎県後期高齢者医療広域連合事務局にて行うものとする。

②乙は、甲が提供する当該候補者リストの受取後、候補者について甲からデータで提供された3箇月分以上の診療情報から受診状況を十分把握したうえで、訪問の必要性が高い被保険者を訪問指導対象者として選定する。」を、

「対象者の選定については次の手順により行う。

① 甲は、KDB（国保データベース）等で重複・頻回・多受診候補者や除外要件者を抽出する。また、乙は甲から提供されたレセプト情報を基に同候補者を抽出する。

なお、当該候補者リストやレセプト情報の受け渡しは長崎県後期高齢者医療広域連合事務局にて行うものとする。

②乙は、甲、乙で抽出した候補者リストをすり合わせ、対象者を選定する。その後、甲からデータで提供された3箇月分以上の診療情報から受診状況を十分把握したうえで、訪問の必要性が高い被保険者を最終的な訪問指導対象者として決定する。」に変更する。

4 問い合わせ先

長崎県後期高齢者医療広域連合 総務課 電話番号 095 (816) 3933 (直通)